

ニュー・マイハウスローン

令和元年 10 月 1 日現在

1. 商 品 名	ニュー・マイハウスローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 ・ 満 20 歳以上満 65 歳未満で、完済時の年齢が満 80 歳未満の方 ・ 勤続年数が原則 1 年以上の給与所得者（ただし、法人役員は原則 2 年以上）、営業年数が原則 2 年以上の自営業者の方（ローン区分により一部異なる場合があります） ・ 安定継続した収入があり、前年の税込年収が 100 万円以上の方（ローン区分により一部異なる場合があります） ・ 年間所得に対する他借入金を含む年間元利返済額の割合が、年収およびローン区分毎に保証会社が定めた所定の比率の範囲内である方 ・ 当金庫が指定する団体信用生命保険に加入できる方 ・ 全国保証㈱の保証を受けられる方
3. ご融資資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人またはその家族が居住しかつ本人が当金庫の営業区域内に所有もしくは取得することを目的とし次に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地の購入 ただし、概ね 3 年以内に住宅建設が予定されるものに限る (2) 住宅の新築・購入 (3) 住宅の増改築、修繕 (4) 住宅用発電設備および省エネ設備にかかる資金 (5) 住宅に付随するインテリアおよびエクステリア資金 (6) 住宅ローンの借換 ただし、借換対象資金が土地取得資金である場合は、住宅の新築に係る資金と併せて一本化して貸付実行するものに限る (7) 自己居住用住宅の住換えに要する資金 (8) 保証料、事務手数料、火災保険料、登記費用等の諸費用
4. ご 融 資 金 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100 万円以上 10,000 万円以下（単位は 1 万円きざみ、ローン区分により一部異なる場合があります） ・ ご融資金額は、当金庫が定める担保価格の範囲内とします
5. ご 融 資 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 年以上 35 年以内（応答日の属する月の末日までを限度、ローン区分により一部異なる場合があります）
6. ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利型、固定金利期間特約型、全期間固定金利型の 3 種類から選べます ただし、全期間固定金利型は、当金庫が定めるお取引条件を満たした方に限らせていただきます。お取引条件に関しては、当金庫本支店窓口でお問い合わせください ・ 固定金利特約期間は、当初 3 年、5 年、7 年、10 年の 4 種類から選べます なお、固定金利特約期間終了後は原則として変動金利へ移行しますが、特約期間終了前にお申し出いただいた場合は、再度、固定金利期間特約をご利用いただくことも可能です ・ ご融資利率は当金庫が定めた基準金利を適用させていただきます なお、変動金利型の場合は毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日現在の基準金利により、各々 6 月と 12 月のご返済の翌日から新利率を適用させていただきます ・ 変動金利型は固定金利期間特約型および全期間固定金利型への変更はできません ・ 固定金利期間特約型は全期間固定金利型への変更はできません
7. ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利均等払いと元金均等払いの 2 種類 ・ ボーナス時増額返済併用が可能です ただし増額分は融資額の 50%以内で 1 万円単位とします ・ 変動金利型・元利均等払いの場合は、利率変更の都度返済額を変更するものとし、新返済額は新利率、残存元金および残存期間に基づいて算出します

帯 広 信 用 金 庫

ニュー・マイハウスローン

8. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫の指定する団体信用生命保険にご加入いただきます なお、保険料は当金庫が負担します
9. 保証人及び担保	<ul style="list-style-type: none"> 保証人は原則として不要です ただし、所得合算または担保提供人がある場合等は、所得合算者・担保提供人を連帯保証人または連帯債務者とさせていただきます また、全国保証㈱が連帯保証人を条件とした場合は必要となります 全国保証㈱の保証をご利用いただきます ご融資により取得される物件は担保としてご提供いただきます（ローン区分により、無担保となる場合があります） ただし、建物を取得させる場合は、土地、建物の双方を担保としてご提供させていただきます 担保は普通抵当権扱いとします（第1順位） 担保にご提供していただいた不動産（建物）には、当金庫の基準により評価した価額以上を保険金額とする火災保険にご加入いただきます
10. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ご契約の際に、保証料が必要です 現在の保証料率に関しては、当金庫本支店窓口でお問い合わせください ご契約の際に、全国保証㈱の事務手数料1件 55,000円（消費税込）が必要です 不動産担保事務取扱手数料1件 22,000円（消費税込）が必要です 固定金利期間特約の再締結には、固定金利再設定手数料 5,500円（消費税込）が必要です 条件変更（割賦金見直しまたは期間変更のともなうもの）を行う場合は、条件変更手数料 11,000円（消費税込）が必要です 期限前一括返済または一部繰上返済を行う場合は、返済元金に対し 0.550%（消費税込）の手数料が必要です 但し、55,000円（消費税込）を上限とします
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> 現在のご融資利率に関しては、当金庫本支店窓口でお問い合わせください 返済試算表をご希望の方は、当金庫本支店窓口でお問い合わせください お客様が申し出た条件での返済額を試算いたします

帯広信用金庫

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。